

緊急特集

「国葬」と「統一教会問題」

◆特集にあたって

二〇二二年七月八日、安倍晋三元首相が銃撃され、死亡した。この銃撃事件が契機となつて、自公政権を揺るがす二つの大きな問題に注目が集まった。

一つは、統一教会の問題である。銃撃事件の容疑者の動機は、自らの家庭を統一教会に破壊されたこと、安倍氏がその統一教会の強力な支持者であることだと報道されている。報道によれば、容疑者の母は、夫が自殺したことを契機に統一教会に入信し、自宅を売却するなどして約一億円を献金して自己破産をし、家庭は崩壊した。

統一教会が多く、違法な献金の強要を繰り返してきた団体であることは、多くの民事・刑事判決によって法的に確認されている。また、全国霊感商法対策弁護団がまとめた資料によると、弁護団のもとに寄せられた相談件数は二万八三三六件、被害額は約一一・八一億円にのぼるとされている。

こうした深刻な被害とともに、統一教会の大きな問題として報道されているのが自民党との癒着である。自民党が九月八日に公表した「二定以上の関係を認めた」国会議員は一二一人にも及ぶ。派閥で言えば安倍派(清和会)が最も多い。また、これまでの選挙で、多くの自民党議員が統一教会から人的、財政的な支援を受けていたことが明らかになっている。自民党と統一教会の政策も、自民党改憲案や同性婚への反対など多くの点で共通する。

本緊急特集では、統一教会の教義に遡って、郷路征記論文において深刻な被害をもたらす手口を詳しく解明し、有田芳生氏インタビューにおいて統一教会と自民党及び安倍家三代との癒着の実態を明らかに

にしている。

もう一つは、国葬の問題である。岸田内閣は、閣議において、九月二七日に安倍晋三元首相の「国葬」を行うと決定した。

しかし、明治憲法下では「国葬」が天皇の勅令である「国葬令」に基づき行われていたが、日本国憲法施行に際して「国葬令」は失効している。日本国憲法と相いれないから失効したのである。「国葬」を復活させることは、法的根拠がないというにとどまらず日本国憲法(政教分離原則など)に反する疑いがある。吉田茂元首相の「国葬」から五〇年以上にわたり「国葬」が実施されてこなかったのは係る事情があるからではないだろうか。そのほか、思想及び良心の自由(憲法第一九条)を侵害するおそれや立憲主義に反する立法及び政治を執り行ってきた安倍元首相の「業績」は評価されるべきではないと指摘する多くの意見がある。

本緊急特集では、国葬の本質に遡って、宮間純一論文において歴史的観点から国民統合の装置としての機能を解明し、石村修論文において憲法的観点から国の在り方に着目した日本国憲法違反を論じている。

世論調査では、統一教会問題での自民党の対応に対し、「十分だ」が二二%、「不十分だ」が六五%(九月九日〜二日NHK)、安倍元首相の国葬に「賛成」が三一・五%、「反対」が六二・三%(九月二七日、一八日FNN)である。国民は統一教会、国葬いずれの問題についても厳しい眼を向けている。いずれも民主主義、立憲主義に関わる重大な問題である。

一〇月三日から臨時国会が始まる。立憲野党には徹底した追及を期待したい。「法と民主主義」でも追及の手を緩めず、緊急特集の第二弾、第三弾をお届けしたい。

(「法と民主主義」編集委員会 南 典男)